

宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給要領

(こども政策課分)

令和 7 年 8 月 5 日

こども政策課

第 1 目 的

物価高騰の影響を受ける宮崎県内の保育施設等に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、児童福祉サービス等の維持を図ることを目的とする。

第 2 支給の対象

次の 1 及び 2 の要件を満たすこと。

1 事業者要件

次のアからウのうちいずれにも該当しない者であること

ア 次のいずれかに該当する者

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

イ 法人の役員等がアに掲げる者のいずれかに該当する者

ウ 県税に未納がある者

2 施設要件

令和 6 年 4 月 1 日時点で、別表に掲げる支援対象施設類型一覧に該当する事業を実施しており、申請日時点において廃止（別表中の別の類型に移行の

あった施設を除く。)又は休止していないこと

第3 支援金の額

支援金の支給額は、1施設当たり次の式により算出された額とする。

1 給食を実施する場合

$(900円 + 1,000円) \times \text{利用定員}$ (令和6年4月1日時点)

2 給食を実施しない場合

$900円 \times \text{利用定員}$ (令和6年4月1日時点)

3 施設の所在する市町村から物価高騰の影響による補助を受けている場合

上記1、2を踏まえた上で、以下のとおり取り扱う。

①市町村から、光熱費等に係る物価高騰影響額の2分の1(※)より多い補助を受けている場合、当支援事業において光熱費等に係る影響額(900円)は支給しない。

②市町村から、副食費に係る物価高騰影響額の2分の1(※)より多い補助を受けている場合、当支援事業において副食費に係る影響額(1,000円)は支給しない。

※ 市町村において試算した影響額の2分の1の額

第4 支援金の支給等

支援金の支給を受けようとする者は、令和7年8月12日から同年9月19日までに、原則として、宮崎県電子申請システム(以下「電子申請」という。)により申請情報を入力し、提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子申請による入力ができない者にあつては、郵送により提出することができる。この場合において、次の書類を提出するものとする。

①宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金申請書(別記様式第1号)

②振込口座申出書(別記様式第2号)

③申請者の振込先口座情報を確認できる通帳の写し

④委任状(別記様式第3号)

※②のうち申請者と口座名義人が異なる場合のみ提出

第5 支援金の支払

県は、第4の規定により送付のあった関係書類により、支援金を支給すべきと認めたときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振

り込むものとする。

第6 調査への協力

県及び審査事務の受託者は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2関係）

支援対象施設類型一覧

区分	類型	支援金
子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設	保育所	0.9 千円／1 定員 給食実施施設 上記に1千円加算
	幼稚園	
	認定こども園	
子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設	小規模保育事業	
	家庭的保育事業	
	事業所内保育事業	
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育		
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設	幼稚園併設施設	
	ベビーホテル	
	事業所内（院内）保育施設	
	企業主導型保育施設	
	その他の認可外保育施設	